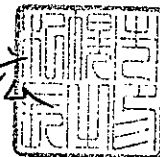


札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月9日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第39号

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第49条」を「第50条」に改める。
- (2) 第6条第1項中「（以下この章において「重要事項」という。）」を削り、同条第2項から第4項までを削る。
- (3) 第44条中「、第17条」を「及び第17条」に、「第6条第1項」を「第6条」に改める。
- (4) 第49条を第50条とし、第48条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第49条 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設の設置者等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設の設置者等は、この条例の規定による書面等の交付

又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設の設置者等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（イにおいて「特定教育・保育施設等」という。）の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項前段の規定により記載事項の提供を行う場合の電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者等は、第2項前段の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへの記録の

方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 5 前3項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項前段中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第5項において読み替えて準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「その同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、同項後段中「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項前段」とあるのは「第5項において読み替えて準用する前項前段」と、「記載事項の提供を行う」とあるのは「同意を得る」と、前項中「第2項前段」とあるのは「次項において読み替えて準用する第2項前段」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。